

令和3年度国立特別支援教育総合研究所第一期特別支援教育専門研修 (発達障害・情緒障害・言語障害教育コース) 実施要項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 目的

インクルーシブ教育システムの充実に向け、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員を対象として、多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における各障害種ごとの教育の中核となる指導者（スクールリーダー）の専門性向上を目的とし、専門的知識及び技術を深め、指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。

また、特別支援学校教員においては幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校を含む地域支援の一層の充実を目指し、地域の中核となるようその専門性の向上を図る。

2. 受講対象

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において受講しようとする専修プログラムが対象とする障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。

3. 受講資格

教職経験年数3年以上であり、かつ、選択した専修プログラムと同じ障害のある幼児児童生徒の教育に関する経験を3年以上有すること。また、各障害種ごとの教育経験が満たない者については、別途指定する配信講義を事前に視聴することを条件とする。

4. 専修プログラム、募集人員、研修期間及び研修時間

- (1) 第一期特別支援教育専門研修（以下「専門研修」という。）は、2か月間、宿泊とオンラインを組み合わせて実施する。専修プログラム、募集人員及び研修期間は下表のとおりである。

コース名	専修プログラム		募集人員※1	研修期間
発達障害・情緒障害 ・言語障害教育コース※2 (小中学校等の当該コースの 障害種の教育)	発達障害・情緒障害教育専修 プログラム	選択プログラム ①通常の学級における指導 ②通級による指導 ③特別支援学級における指導	70名	令和3年5月10日(月) ～ 令和3年7月9日(金) <u>内、集合・宿泊型研修を ①5月31日～6月4日、 ②6月21日～6月25日 のいずれかで実施※3</u>
	言語障害教育専修プログラム			

※1 募集人員を超えて推薦があった場合、人数調整することがある。

※2 特別支援学校教員を推薦する場合、特別支援学校のセンター的機能の充実等地域支援に携わる教員を推薦すること。

※3 研究所にて研修員を2つのグループに振り分け、来所人数を制限した上で、5日間の集合・宿泊型の研修形式を取り入れる。
ただし、新型コロナウイルス等の社会情勢の変化によっては、この実施方式や期間を変更することがある。

- (2) 本研修では、各期コース共通事項のほか、各障害教育専修プログラムを実施する。また、本コースにおいては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級に対応した内容を取り上げる選択プログラムを実施する。
- (3) 研修期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は、休日とする。
- (4) 研修時間は、8時30分から17時15分までとする。

5. 研修内容、実施方法等

- (1) 専門研修は、講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究から構成する。
オンライン（Zoom）と宿泊を組み合わせることで研修を実施することとし、研修員への受講連絡の際、追って具体的な研修の日程等を通知するものとする。
講義等は、いずれの形式も、午前は9時15分から12時15分、午後は13時15分から16時15分で実施する予定である。
- (2) 研修員は、専門研修の開始前の事前学習として、インターネットを利用した配信講義視聴による学習を3時間程度行うこと。学習内容及び学習方法等については別途連絡する。

6. 研修員の推薦手続

- (1) 推薦機関は次のとおりとする。
 - ア 公立学校の教員及び教育委員会、特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府県又は指定都市教育委員会
 - イ 国立大学附属学校の教員については、当該国立大学の担当部局
 - ウ 私立学校の教員については、当該都道府県知事部局
- (2) 推薦機関は、研修員候補者を選定し、別紙様式1及び2により当研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦すること。
- (3) 推薦期限は、令和3年3月5日（金）とする。

7. 研修員の決定

理事長は、推薦のあった者の中から研修員を決定し、3月下旬を目処にその結果を推薦者に通知する。

8. 研修に関する事前提出物

- (1) 研修員は、研修員調書を作成し、推薦機関を通じて当研究所に提出すること。
- (2) 研修員及び推薦機関は、専門研修修了後の研修成果をより一層活用する観点から、研修成果の活用等に関する事前計画書を作成し、推薦機関を通じて当研究所に提出すること。
- (3) 研修員は、専門研修の受講前に当研究所が指定した内容に関する事前レポートを作成し、当研究所に提出すること。
なお、(1)～(3)の様式及び提出期限等については別途連絡する。

9. 研修レポートの提出

研修員は、専門研修修了時に研修成果をまとめた研修レポートを作成し、理事長に提出すること。
作成方法及び提出期限等については別途連絡する。

10. 修了証書の授与

所定の研修修了要件を満たした者に修了証書を授与する。

11. 研修に要する経費

受講料は徴収しない。~~宿泊料その他所要経費については別紙参照のこと（集合・宿泊型研修の期間中、研修員は、原則として当研究所の研修員宿泊施設に宿泊すること。）。~~

1 2. 免許法認定講習

専門研修においては、各専修プログラムに教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設する予定である。履修方法等については別途連絡する。

各専修プログラムで修得できる単位は、下表のとおりである。

専修プログラム名（コース名）	修得可能な単位（予定）
発達障害・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム （発達障害・情緒障害・言語障害教育コース）	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位のうち、 教育職員免許法施行規則第7条の表第1欄及び第3欄 に属する科目の単位 計3単位

1 3. 免許状更新講習

専門研修においては、各専修プログラムに免許状更新講習規則に基づく免許状更新講習を併せて開設する予定である。免許状更新講習の受講方法等については別途連絡する。

1 4. 研修の中止等

推薦機関は、専門研修の実施に先立って研修派遣を取り止める場合又は専門研修期間中に研修員の派遣を中止もしくは中断する場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得ること。

1 5. その他

- (1) 専門研修修了後、研修員、所属長及び派遣教育委員会に対して、アンケート調査等を実施する予定である。
- (2) この要項に定めるもののほか、特別支援教育専門研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 第二期特別支援教育専門研修（知的障害教育コース）及び第三期特別支援教育専門研修（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース）の受講者推薦照会については、今回は行わず、改めて照会を行う。